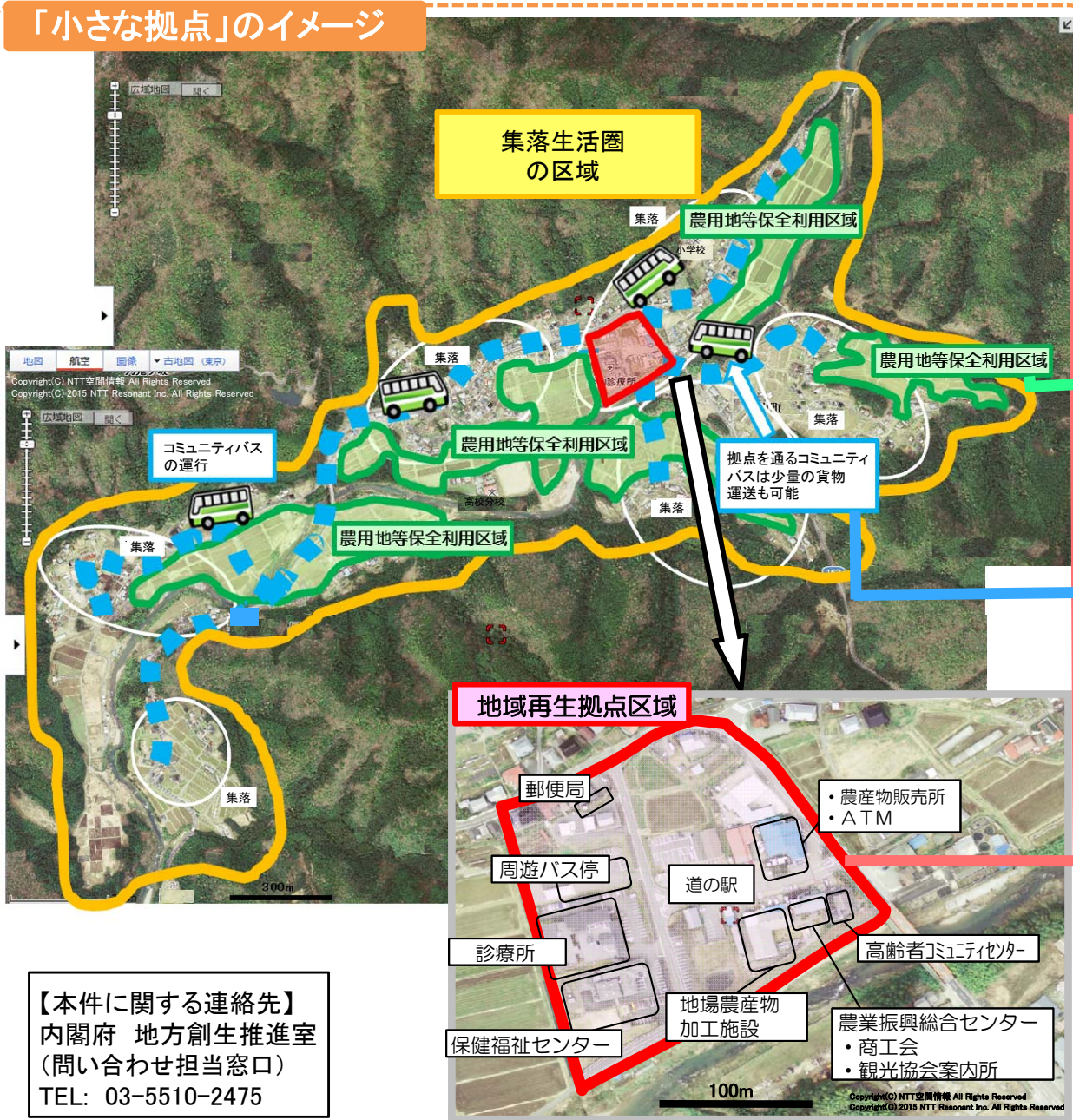


地域再生法の一部を改正する法律の概要：「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成

まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

- 中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等)の提供に支障
 - ➡ 生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」を形成

「小さな拠点」のイメージ



【本件に関する連絡先】
 内閣府 地方創生推進室
 (問い合わせ担当窓口)
 TEL: 03-5510-2475

地域再生計画(地方公共団体作成、内閣総理大臣認定)において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成 【第5条第4項第5号、第6号】

I 複数の集落を含む生活圏(集落生活圏)の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約 法律

- 市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定 【第17条の7】
 - ・生活サービス施設(診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等)
 - ・就業機会を創出する施設(地場産品の加工・販売所、観光案内所等)
- ➡ 届出・報告・あっせんにより、施設の立地誘導 【第17条の8】
- ➡ 農地転用許可・開発許可の特例 【第17条の10、第17条の12】

II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興 法律

- 市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定 【第17条の7】
- ➡ 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
- ➡ 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には報告 【第17条の9】

III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保 法律

- 市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け【第5条第4項第6号】
- ➡ 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に 【第17条の13】
- 集落生活圏内外のネットワークとの連携(バスの乗継拠点の整備等) 【第17条の7】

IV 生活サービスを提供する担い手を確保 法律

- NPO法人、一般財団法人、株式会社等のほか、新たに社会福祉法人等の多様な主体が地域再生推進法人となることを可能に【第19条】
- ➡ 地域再生戦略交付金の直接の支援対象に

小さな拠点形成のための財政的支援

- 各省予算事業を連携させて、総合的に財政支援
 - ➡ 地方版総合戦略に関する施策の実施を明確な政策目標の下で支援 (地方創生先行型交付金【26年度補正予算1700億円】)
 - ➡ 既存の補助金等の支援制度の“すき間”を埋めて効果を高める財政支援 (地域再生戦略交付金【26年度補正予算50億円、27年度予算70億円】)

地域再生法の一部を改正する法律の概要：企業の地方拠点強化の促進

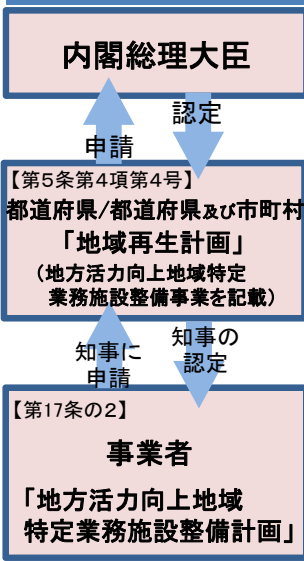
まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

○ 人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方での安定した良質な雇用確保が必要

- 地域再生計画に企業等の地方拠点強化に係る事業を位置づけるとともに、本社機能の移転・新增設を行う事業者に対して支援措置
- 農村地域への農業関連産業等の導入促進

企業の地方拠点強化の促進(地方活力向上地域特定業務施設整備事業)

事業スキーム



特例措置の概要

- **独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務**【第17条の3】
認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務を保証
- **特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例<オフィス減税>**【第17条の4】
認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除(選択的適用)
- **特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例<雇用促進税制>**【第17条の5】
認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除
- **認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う措置**【第17条の6】
特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について地方公共団体が当該施設に課すべき事業税(移転を伴う場合のみ)、不動産取得税又は固定資産税を減額した場合の減収額に対する地方交付税による補填

白色地域は地域再生計画を作成することを前提に、「地方活力向上地域」として広く支援対象となる。

※ 東京23区(赤)からの移転は税制措置深堀り。黄色の大都市等は対象外。

<近畿圏整備法>

- 黄 ○大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域)
- 京都府(京都市の特定の区域)
- 兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域)

<首都圏整備法>

- 赤 ○東京23区
- 黄 ○東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市等)
- 神奈川県(横浜市、川崎市等)
- 埼玉県(川口市、川越市等)
- 千葉県(千葉市等)
- 茨城県(龍ヶ崎市等)

- 黄 ○愛知県(名古屋市の特定の区域)

<首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律>

税制特例の概要(租税特別措置法で規定)

拡充型(含対内直投)

地方の企業の拠点拡充

地方にある企業の本社機能の強化を支援



移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも**支援措置を深堀り**



オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4% (※) **《新設》**
※計画承認が平成29年度の場合は2%
(措置対象：建物、建物附属設備、構築物)
(取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円)

オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7% (※) **《新設》**
※計画承認が平成29年度の場合は4%
(措置対象：建物、建物附属設備、構築物)
(取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円)

雇用促進税制

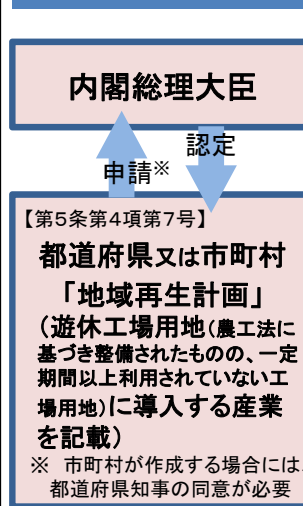
- ①増加雇用者1人当たり50万円を税額控除 **《従来の40万円に、地方拠点分は10万円上乗せ》**
- ②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除 **《新設》**

雇用促進税制

- ①増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除 **《拡充型50万円に、地方拠点分は更に30万円上乗せ》**
- ②①のうち30万円分は、雇用を維持していれば最大3年間継続 **《新設》**
- ③②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用 **《新設》**

遊休工場用地を有効活用

事業スキーム



特例措置の概要

- 地域再生計画に記載された業種は、農工法の対象業種(※)以外であっても遊休工場用地に導入可能とする。遊休化していた工場用地の活用が可能に。【第17条の14】

【活用イメージ】

近隣で林業や木製品製造業等の盛んな地域の遊休工場用地に、木質バイオマス発電施設を導入



※ 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業